

外国人技能実習機構業務方法書

平成29年2月1日

(平成29年2月1日 法務大臣・厚生労働大臣認可)

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
 - 第2章 業務（第4条—第10条）
 - 第3章 その他の業務（第11条—第16条）
 - 第4章 業務の適正を確保するための体制に関する事項（第17条—第31条）
 - 第5章 その他業務の執行に関して必要な事項（第32条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この業務方法書は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号。以下「法」という。）第89条第1項及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成28年法務省・厚生労働省令第3号。以下「施行規則」という。）第6条の規定に基づき、外国人技能実習機構（以下「機構」という。）の業務の方法を定め、もってその業務の適正かつ円滑な運営に資することを目的とする。

（業務運営の基本方針）

第2条 機構は、法第57条及び外国人技能実習機構定款（以下「定款」という。）第1条の目的を達成するため、法務大臣及び厚生労働大臣の認可を受けた事業計画（当該計画を変更した場合にあっては、変更の認可を受けた事業計画とする。）によるほか、法及び関係法令並びにこの業務方法書の定めるところに従い、その業務を能率的かつ効果的に運営するものとする。

（用語）

第3条 この業務方法書において使用する用語は、この業務方法書において特に定めるもののほか、法において使用する用語の例による。

第2章 業務

(技能実習に関し行う業務)

第4条 機構は、法第87条第1号に規定する技能実習に関し行う業務及びこれに附帯する業務を行うに当たっては、法及び施行規則の定めるところによるほか、法務省入国管理局長及び厚生労働省職業能力開発局長が定める業務取扱要領の定めるところに従い、法務省及び厚生労働省その他関係行政機関との密接な連携の下、当該業務を実施し、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るものとする。

2 機構は、前項に定めるもののほか、法第99条第2項に規定する法務大臣及び厚生労働大臣の監督上必要な命令並びに法務大臣及び厚生労働大臣が必要に応じ機構に発する指示に従い、前項の業務を実施するものとする。

(技能実習生からの相談その他の援助業務)

第5条 機構は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、法第87条第2号に規定する技能実習生からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行う業務として、次の各号に掲げる業務（次条に掲げる業務に該当するものを除く。）を行う。

- (1) 技能実習生からの相談に応じる業務
- (2) 技能実習生に対し必要な情報の提供を行う業務
- (3) 技能実習生に対し必要な助言を行う業務
- (4) その他技能実習生に対し必要な援助を行う業務

(技能実習の継続の支援に関する業務)

第6条 機構は、法第87条第3号に規定する技能実習を行うことが困難となった技能実習生であつて引き続き技能実習を行うことを希望するものが技能実習を行うことができるよう、技能実習生からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うとともに、実習実施者、監理団体その他関係者に対する必要な指導及び助言を行う業務として、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 技能実習生からの技能実習の継続の支援に係る相談に応じる業務
- (2) 技能実習生に対し技能実習の継続の支援に係る必要な情報の提供を行う業務
- (3) 技能実習生に対し技能実習の継続の支援に係る必要な助言を行う業務
- (4) 保護を要する技能実習生に対する一時待避先の提供その他技能実習生の保護に関する業務
- (5) その他技能実習生に対し技能実習の継続の支援に係る必要な援助を行う

業務

- (6) 実習実施者、監理団体その他関係者に対して技能実習の継続の支援に係る必要な指導及び助言を行う業務
- (7) 技能実習の継続の支援に係る実習実施者、監理団体その他関係者間の連絡調整を行う業務

(技能実習に関する調査及び研究を行う業務)

第7条 機構は、技能実習に関し、法第87条第4号に規定する調査及び研究を行う業務として、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 技能実習による技能等の移転の状況その他技能実習の実施状況に関する調査に関する業務
- (2) 技能実習による技能等の修得等に関し、調査研究及び情報の収集整理を行う業務
- (3) 技能実習に係る雇用に関する情報の収集整理及び当該情報の活用に関する業務並びに技能実習に係る職業に関する基礎的事項についての調査研究及び当該調査研究の成果の活用に関する業務
- (4) その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関し必要な調査及び研究を行う業務

(その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する業務)

第8条 機構は、第4条から第7条までに定めるもののほか、法第87条第5号に規定する技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する業務として、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 実習実施者及び監理団体その他関係者に対し必要な情報の提供及び助言を行う業務
- (2) 技能実習の対象となる職種に関する情報の収集整理を行う業務
- (3) 法第8条第2項第6号に規定する技能実習評価試験その他の公的評価システムの整備に係る支援に関する業務
- (4) 法第54条第1項に規定する事業協議会及び法第56条第1項に規定する地域協議会その他関係行政機関及び関係者との連絡調整に関する業務
- (5) 法務省及び厚生労働省その他の関係行政機関に対する必要な情報を提供する業務
- (6) 技能実習生の本国の送出機関に関する情報の収集整理を行う業務
- (7) 技能実習生の本国の政府機関との協議の支援その他の外国の政府機関等との連絡調整に関する業務
- (8) 必要な広報その他の啓発活動等を行う業務

(9) その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する業務

(手数料を徴収する業務)

第9条 機構は、法第87条第6号に規定する手数料を徴収する業務として、法及び施行規則の定めるところに従い、手数料を徴収するものとする。

2 前項の手数料の取扱いに関しては、法及び施行規則に定めるもののほか、外国人技能実習機構の財務及び会計に関する省令（平成28年法務省・厚生労働省令第4号。以下「財務会計省令」という。）第24条の規定による会計規程で定める。

(附帯業務)

第10条 機構は、法第87条第7号に規定する附帯業務として、第4条から前条までの業務に附帯する業務を行うものとする。

第3章 その他の業務

(競争入札その他契約に関する基本方針)

第11条 機構は、その業務の公共性に鑑み、売買、賃貸、請負その他の調達契約を締結するに当たっては、公正性及び透明性の確保を図らなければならない。

2 物品又は役務の調達手続その他については、財務会計省令第24条の規定による会計規程により定める。

(業務の委託)

第12条 機構は、法第88条第1項の規定に基づき、法第87条各号に掲げる業務（同条第1号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を除く。）の一部を委託することにより効率的に当該業務を遂行することができるものと認められる場合に限り、当該業務を委託することができる。

2 機構は、その業務の一部を委託しようとするときは、当該委託しようとする業務（以下「委託業務」という。）を遂行するのに十分な能力を有する者の中から、委託業務の内容、実施方法、実施期間、経済性等を考慮し、最も適当と認められる者を受託者として選定する。

3 機構は、受託者と業務の委託に関する契約を締結するときは、委託業務についての内容、実施方法、実施期間、契約金額、支払方法、契約の変更及び解除の条件、委託業務完了の認定方法その他業務の委託に必要な事項を記載した契約書により、これを締結するものとする。

(業務の受託)

第13条 機構は、法第87条第1号に規定するもののほか、同条第2号から第7号までに掲げる業務の範囲内において、その業務に支障のない場合に限り、国その他の団体等から業務を受託することができる。

2 機構は、前項の規定により業務を受託しようとするときは、機構に業務を委託しようとする者と業務の受託に関する契約を締結するものとする。

3 前項の契約において定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 受託する業務の目的及び期間
- (2) 受託する業務の概要及び実施の方法
- (3) 受託する業務の実施に係る経費
- (4) 知的財産権の取扱い
- (5) その他必要な事項

(情報公開)

第14条 機構は、業務内容、組織運営及び業務運営の状況を積極的に国民に明らかにし、事業の公正かつ透明な実施を確保するため、この業務方法書に基づき定める細則その他規程類、財務諸表、技能実習関連情報及び業務上得られた成果等について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)に基づいて公開するものとする。

(評価)

第15条 機構は、業務の効率的及び効果的实施に資するため、事業の進捗状況に応じて適切な時期に業務の実績の評価を行うものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、外部の有識者の意見を聴取するものとする。

3 機構は、評価の結果を事業報告書に記載するとともに、機構の業務運営に適切に反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(出資者との関係)

第16条 機構は、毎事業年度、財務諸表について法務大臣及び厚生労働大臣の承認を受けたときは、当該財務諸表並びに事業報告書及び決算報告書について、政府以外の出資者に報告するものとする。

第4章 業務の適正を確保するための体制に関する事項

(内部統制システムの整備等に関する基本方針)

第17条 機構は、役員（監事を除く。以下この章において同じ。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）を整備するとともに、継続的にその見直しを図るものとする。

(機構運営に関する基本的事項)

第18条 機構は、機構の運営基本理念を策定するものとする。

2 機構は、役員及び職員（以下「役職員」という。）の倫理指針を定めるものとする。

(理事会の設置及び役員の方掌等に関する事項)

第19条 機構は、定款第22条各号に定める事項を議決するための理事会を設置するとともに、理事長の意思決定を補佐する体制を整備するものとする。

2 機構は、理事会及び理事長を頂点とした意思決定ルールを明確にするものとする。

3 機構は、理事の事務分掌を明示するものとする。

4 機構は、理事長の指示が適切に実行されることを確保するための会議を開催するものとする。

(事業計画の策定及び評価等に関する事項)

第20条 機構は、事業計画の策定過程を整備するものとする。

2 機構は、事業計画の進捗を管理するための体制を整備するものとする。

3 機構は、事業計画に基づき実施する業務を評価するための体制を整備するものとする。

4 機構は、計画管理の手法を確立して事業計画の進捗状況をモニタリングするものとする。

5 機構は、業務部門に係る業務手順を作成するものとする。

6 機構は、評価活動の適切な運営に関する次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 業務手順に沿った運営を確保すること。

(2) 業務手順に沿わない業務執行を把握すること。

(3) 恣意的とならない業務実績評価を行うこと。

7 機構は、第4項に規定するモニタリング及び前項に規定する評価を基にした適切な業務実績報告を作成するものとする。

(内部統制の推進に関する事項)

- 第21条 機構は、役員を構成員とする内部統制機関を設置するものとする。
- 2 機構は、内部統制を担当する役員を決定するものとする。
 - 3 機構は、内部統制推進部門を設置するものとする。
 - 4 機構は、内部統制推進責任者を指定するものとする。
 - 5 内部統制推進部門は、内部統制を担当する役員に対し、内部統制の推進に関する報告を年1回以上実施するものとする。
 - 6 内部統制を担当する役員は、内部統制機関において、内部統制に関する改善策を検討の上、内部統制の推進に関する報告を年1回以上実施するものとする。
 - 7 内部統制を担当する役員は、内部統制を推進するため、職員との面談を実施するものとする。
 - 8 内部統制を担当する役員及び内部統制推進部門は、内部統制の推進状況についてモニタリングするものとする。
 - 9 機構は、役職員に対し、内部統制を推進するための研修を実施するものとする。
 - 10 機構は、内部統制に違反する事実が発生した場合における対応マニュアルを作成するものとする。
 - 11 機構は、内部統制に違反する事実が発生した場合には、速やかに是正措置を講ずるとともに、再発防止策を決定するものとする。
 - 12 機構は、反社会的勢力に対応するための規程を整備するものとする。
 - 13 機構は、業務執行に係る意思決定プロセス及び経費支出の承認プロセスに係るチェックシステムを構築するものとする。

(リスク評価と対応に関する事項)

- 第22条 機構は、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして把握、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とする規程を整備するものとする。
- 2 機構は、リスク管理機関を設置するものとする。
 - 3 機構は、業務管理の手法を確立して業務部門ごとの業務フローを明確にするものとする。
 - 4 機構は、前項の業務フローごとに内在するリスク因子の把握及び分析を行うものとする。
 - 5 機構は、前項により把握したリスクに関する評価を年1回以上実施し、リスク低減策について検討するものとする。
 - 6 機構は、リスク顕在時における広報体制及び対応マニュアルを整備するものとする。

のとする。

- 7 機構は、施設の点検及び必要な補修等を実施するものとする。
- 8 機構は、事故及び災害等の緊急事態に対応するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 防災業務計画及び事業継続計画を策定し、これらに基づく訓練等を実施すること。
 - (2) 対策本部を設置し、その構成員を決定すること。
 - (3) 初動体制を構築し、情報収集を迅速に実施すること。

(情報システムの整備及び利用に関する事項)

第23条 機構は、内部統制システムを整備するため、情報システムの整備及び利用に関する次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 理事長の指示、機構の使命が確実に役職員に伝達する仕組みを構築すること。
 - (2) 職員から役員及び監事に必要な情報が伝達される仕組みを構築すること。
 - (3) 全ての役職員が、必要な情報を適切に識別、把握及び処理し、これを正確に伝達できるようにするため、以下の仕組みを構築すること。
 - イ 機構が保有するデータの所在情報の明示
 - ロ データへのアクセス権の設定
- 2 機構は、業務システムを活用し効率的な業務運営を行うものとする。
 - 3 機構は、業務変更に伴う情報システムの改変を適宜速やかに行うものとする。

(情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する事項)

第24条 機構は、情報セキュリティを確保するため、これに関する規程を整備するものとする。

- 2 機構は、情報セキュリティの確保に関する次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 情報システムのぜい弱性対策、アクセスログの定期的点検、情報リテラシーの向上その他情報システムにまつわるリスクに対するコントロールが適切に整備及び運用されていることを担保するための有効な手段を確保する仕組みを構築すること。
 - (2) 情報漏えいを防止するための仕組みを構築するとともに、特にシステム管理を外部に委託している場合は、委託先における防止策を含めた仕組みを構築すること。
- 3 機構は、機構の保有する個人情報を適切に管理するため、個人情報保護に

関する規程を整備するものとする。

- 4 機構は、機構の保有する個人情報の保護に関する点検活動を実施するものとする。
- 5 機構は、独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針を遵守するものとする。

(内部監査に関する事項)

第25条 機構は、内部監査担当部門を設置するものとする。

- 2 機構は、内部監査担当部門の運営に関する措置を講ずるものとする。
- 3 内部監査担当部門は、内部監査の結果に関する改善措置状況を理事長に報告するものとする。

(監事及び監事監査に関する事項)

第26条 機構は、監事に関する次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 監事監査規程の整備に監事が関与すること。
 - (2) 監事と理事長との意思疎通を常時確保する体制を整備すること。
 - (3) 監事監査の補助者に対する監事の指揮命令権を明確にすること。
 - (4) 監事監査の補助者が行った監事監査の補助業務に係る人事評価及び懲戒処分に監事が関与すること。
 - (5) 機構の組織規程において監事の権限を明確にすること。
- 2 機構は、監事監査に関する次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 監事監査規程に基づく監査へ協力すること。
 - (2) 監事監査の補助について協力すること。
 - (3) 監事監査の結果に対する改善状況について監事に報告すること。
 - 3 監事は、法務大臣及び厚生労働大臣並びに理事長に対して監査報告を行うものとする。
 - 4 機構は、次の各号に掲げる監事によるモニタリングに必要な措置を講ずるものとする。
 - (1) 監事が理事会等重要な会議へ出席すること。
 - (2) 業務執行の意思決定に係る文書を監事が閲覧及び調査できる仕組みを構築すること。
 - (3) 監事が機構の財産の状況を調査できる仕組みを構築すること。
 - (4) 監事が内部監査担当部門と連携すること。
 - (5) 役職員の不正、違法又は著しい不当の事実を監事へ報告しなければならないものとする。
 - (6) 監事から文書提出や説明を求められた場合に役職員が応答しなければならないものとする。

らないものとする。

(内部通報・外部通報に関する事項)

第27条 機構は、次の各号に掲げる事項を定めた内部通報及び外部通報に関する規程を整備するものとする。

- (1) 内部通報相談窓口及び外部通報相談窓口の設置
 - (2) 内部通報者及び外部通報者の保護
- 2 機構は、内部通報及び外部通報が、内部統制を担当する役員や監事に確実かつ内密に報告される仕組みを整備するものとする。

(入札・契約に関する事項)

第28条 機構は、契約監視機関を設置するものとする。

- 2 機構は、入札不調等により事業計画の達成が困難となる場合の対応措置を講ずるものとする。
- 3 機構は、入札に関し談合情報がある場合には緊急の対応措置を講ずるものとする。
- 4 機構は、契約事務を適切に実施するとともに、契約事務に関する相互けん制の体制を確立するものとする。
- 5 機構は、随意契約とすることが必要な場合を明確にするものとする。

(予算の適正な配分に関する事項)

第29条 機構は、法第96条の規定による交付金を原資とする予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制を整備するものとする。

- 2 機構は、業務実績についての評価結果を内部の予算配分等に適切に活用する仕組みの構築を行うものとする。

(情報の適切な管理及び公開に関する事項)

第30条 機構は、法人文書（法人の意思決定に係る文書を含む。以下この条において同じ。）を適切に管理するため、文書管理規程を整備するものとする。

- 2 機構は、法人文書を閲覧等できる仕組みを構築するものとする。
- 3 機構は、財務情報を含む法人情報をウェブその他の方法により公開するものとする。

(職員の人事・懲戒に関する事項)

第31条 機構は、職員（非常勤職員を含む。以下この条において同じ。）の人事管理方針を策定するものとする。

- 2 機構は、業務の適正を確保するため、定期的な人事ローテーションを行うものとする。
- 3 機構は、職員の懲戒基準を策定するものとする。
- 4 機構は、内部統制に対する悪影響を排除する観点から、長期在籍者の存在を把握するものとする。

第5章 その他業務の執行に関して必要な事項

(実施に関する事項)

第32条 この業務方法書に定めるもののほか、機構の業務の実施に関し必要な事項については、別に理事長が定める。

附 則

この業務方法書は、法務大臣及び厚生労働大臣の認可を受けた日（平成29年2月1日）から施行する。